

令和4年度尾張旭市第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（計画期間：令和4年4月～令和9年3月）（以下「特定計画」という。）の、尾張旭市における市町村実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

2 計画策定の目的

イノシシの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を前提としつつ、農林業被害等の未然防止又は減少等を積極的に図ることにより、人とイノシシの適切な関係の構築を目指す。また、個体数を調整することにより豚熱のまん延防止を図る。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

本計画に基づき管理が行われるべき対象区域は、市内全域とする。

5 第二種特定鳥獣の現状

(1) 生息状況

ア 分布域

市北部に位置する愛知県森林公園の山林沿いの地域でイノシシが生息している。

イ 生息数

森林公園の積極的捕獲により、生息数は減少傾向にあると考えられる。

ウ 生息環境と土地利用状況

イノシシの生息地の大部分は森林であるため、市内の森林の内訳を表1に示す。

本市では人工林の占める割合が60%と高く、イノシシの被害は限定的と考えられる。

ただし、「愛知県の農林業センサス結果」によると、県内で耕作放棄地面積が増加しており、本市も同様に増加傾向にある。森林周辺における耕作放棄地の増加はイノシシの個体数増加及び分布域拡大を助長する可能性があり、注意が必要であると考えられる。

表1 林種別森林等面積（民有林）

（単位：ha）

計画区域	総数	立木地				竹林	無立木地
		針葉樹	広葉樹	（再掲）			
				人工林	天然林		
尾張旭市	283	188 (66.4%)	87 (30.7%)	170 (60.0%)	105 (37.1%)	3 (1.1%)	5 (1.8%)

（出典）2019年度愛知県林業統計書

(2) 被害の状況

対象区域における平成28年度から令和2年度までのイノシシによる農産物被害状況を表2に示す。

森林公園山林沿いの地域で農作物の被害が発生している。農業被害としては零細であるが、家庭菜園での被害や民家近辺での目撃例もあることから、今後もイノシシによる農業被害・生活環境被害が懸念される。

表2 被害の状況

年度	H28	H29	H30	R元	R2
面積(a)	0	0	0	13	13
被害量(kg)	0	0	0	90	90
被害金額(千円)	0	0	0	21	22

（出典）市産業課農業支援室資料

(3) 捕獲状況

市内では、森林公園及びその周辺にて捕獲されている。

市内の捕獲わな及び銃による捕獲数実績を表3に示す。

平成29年度から被害の防止を目的とした捕獲（有害鳥獣捕獲）を開始し、平成30年度から令和2年度まで10～15頭の捕獲実績がある。

表3 捕獲数実績

（単位：頭）

年度	H30	R元	R2
わな	15	10	13
銃	0	0	0
合計	15	10	13

（出典）市環境課資料

6 第二種特定鳥獣の管理の目標

(1) 目標

特定計画に定められた次の目標を達成するために、県と連携・協力し、個体数の調整、被害防除対策及び生息環境の管理等を総合的に行う。

- ・生息数の減少
- ・分布の拡大防止及び縮減

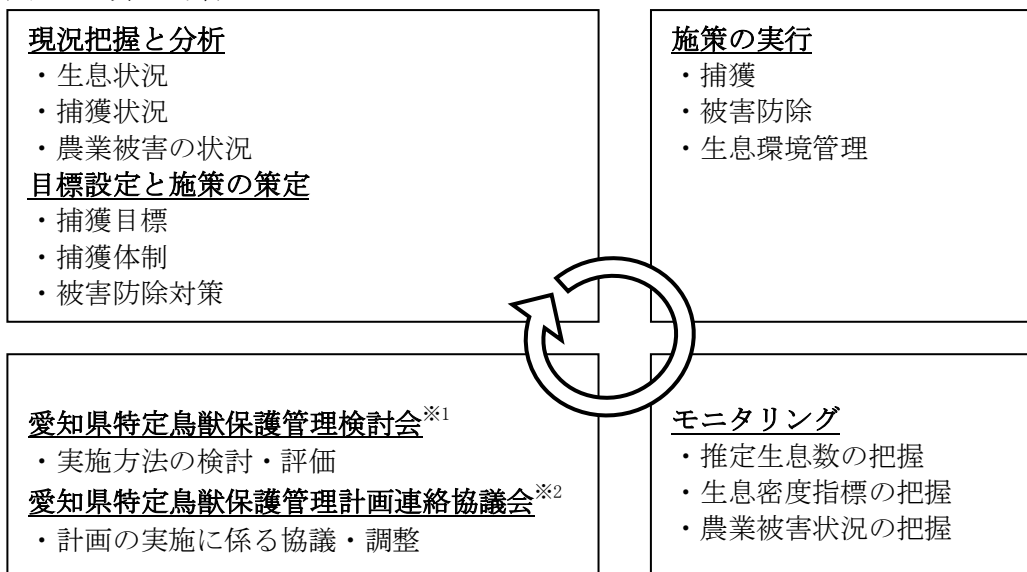
- ・農業被害等の未然防止又は減少
- ・豚熱による被害の防止

(2) 目標を達成するための施策の基本的考え方

ア 順応的管理

計画の運用に当たっては、生息数や繁殖率等、不確実な要素が多いことから、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を毎年度、確認・評価し、必要に応じて施策の見直しをしながら進めるものとする。その際、県が主導する愛知県特定鳥獣保護管理検討会^{※1}及び愛知県特定鳥獣保護管理計画連絡協議会^{※2}を活用し、関係者と連携しながら、繰り返し実施する（図1参照）。

図1 順応的管理



(出典) 愛知県環境局自然環境課資料

※1 愛知県特定鳥獣保護管理検討会

科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体及び地域の代表者等からなり、特定計画及び同実施計画の作成、実施方法等の検討及び実施した施策の評価等を行う組織

※2 愛知県特定鳥獣保護管理計画連絡協議会

関係行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、県関係機関（鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等）、市町村及び関係団体から構成され、特定鳥獣保護管理計画及び同実施計画の作成と実施計画の実行等について、協議・調整等を行う組織

イ エリア管理

特定計画では、イノシシの管理は、地域個体群ごとの保全の重要性と被害状況、被害軽減の可能性に基づいて実施することが望ましいとされ、対象区域を分布の有無等により区分することとされている。分布が確認されていない予防エリア、在来個体群の分布が確認されている管理エリア、移入個体群の分布が確認され、その根絶を目指す根絶エリアの3種類に区分し、各エリアの状況に

応じた施策を推進する。

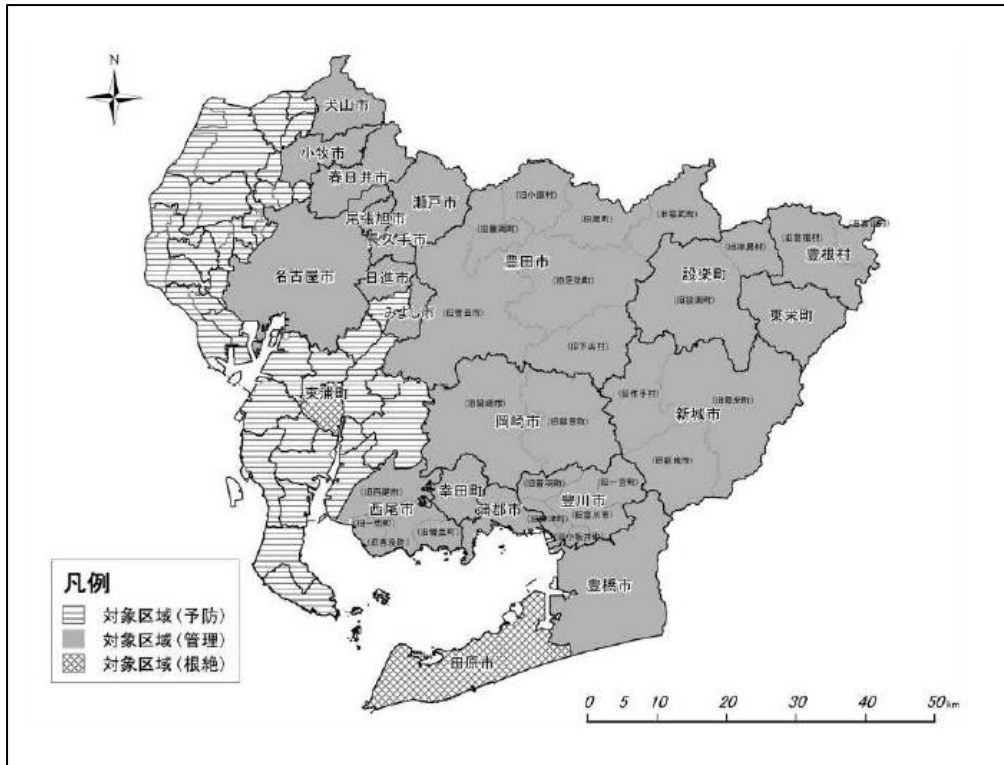
本市は、全域が管理エリアに区分されている。エリアを表4、図2に示す。

表4 エリア管理

エリアの目標		対象区域	概要
予防エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・定着防止 ・農業被害の未然防止 	管理エリア、根絶エリアを除く市町村（32市町村）	<p><u>分布が確認されていない地域</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・分布が確認された場合に迅速に対応するため、区域に指定 ・監視を徹底
管理エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・農業被害の減少 ・生息数の減少 	名古屋市、豊橋市、岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、豊田市、西尾市、蒲郡市、犬山市、小牧市、新城市、 <u>尾張旭市</u> 、日進市、みよし市、長久手市、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村（20市町村）	<p><u>在来個体群の分布が確認されている地域</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲、被害防除などによる個体数管理を実施 ・分布の周辺域では監視を徹底
根絶エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・移入個体の根絶 ・農業被害の未然防止又は減少 	田原市、東浦町（2市）	<p><u>移入個体群が分布する地域</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・根絶のための捕獲を継続

(出典) 愛知県環境局自然環境課資料

図2 エリア分布図



(出典) 愛知県環境局自然環境課資料

7 目標を達成するための対策

(1) 捕獲目標数の設定

近年の捕獲頭数、捕獲の担い手の現状等を考慮しつつ、農業被害の規模、直近の目撃状況等も踏まえ、表5のとおり捕獲目標数を設定する。

表5 捕獲目標数 (単位：頭)

年度	R2年度 (実績)			R3年度 (見込み)			R4年度 (目標)		
	狩猟	個体数調整	合計	狩猟	個体数調整	合計	狩猟	個体数調整	合計
捕獲数	0	13	13	0	6	6	0	3	3

(2) 許可捕獲の推進

目標を達成するため、個体数調整、被害の防止（有害鳥獣捕獲）を目的とした許可捕獲を推進する。許可捕獲の実施においては、捕獲従事者のインセンティブを確保するため、国及び県の補助金の活用を検討する。また、法人に対する許可については、狩猟免許を有しない者が捕獲の補助をできるようにし、捕獲従事者の負担軽減を図る。

また、イノシシは性成熟が早く多産であるため、メスの成獣の捕獲を進める。効率的な捕獲を進めるためには、複数の捕獲手法を組み合わせることで捕獲を強化するとともに、捕獲時期について検討する。

なお、農業被害を低減するためには、農地周辺で加害個体を含む群れごと（幼獣だけでなく成獣も）捕獲する必要がある。群れごとの捕獲には、箱わなや愛知式かこいわなの活用を検討する。

(3) 被害防除対策

イノシシ被害を防除するためには、市が猟友会、地域住民等と情報共有するとともに、イノシシ被害がある地続きの近隣市とも連携を図り、計画的・継続的にイノシシ被害防除対策を実施することにより、農地及び人家周辺がイノシシにとって餌場ではないことを学習させ、その行動圏とならないようにすることが必要である。

また、これらの対策は局所的に実施しても十分な効果は期待されないことから、地域が一体となった長期的な取組を進める。

ア 電気柵の設置

電気柵の設置に当たっては、柵下部や隙間等からの潜り込み及び急斜面からの飛込み等により、イノシシに容易に侵入されないように注意する。また、漏電や電源不備を防ぐため、点検、草刈り、補修等の管理を定期的実施するほか、告知看板の設置による安全対策を講じる必要がある。なお、効果及び安全性確保のために、必ず専用機材（電源、柵線、絶縁部品など）を使用し、自作しないようにする。

イ ワイヤメッシュ等の大規模侵入防止柵の設置

ワイヤメッシュや金網等による堅牢度の高い柵によって農地等の外周を囲い、イノシシの生息域と人間の生活場所を分断する。捕獲、生息環境管理、個別農地への侵入防止を組み合わせることで、高い被害防止効果が期待される。設置に当たっては、地域の合意形成を図り、十分な話し合いと現場検証を重ねて効果的な設置を検討する。設置後は定期的な保守点検により効果を維持する必要がある、設置からその後の管理に至るまで、地域ぐるみで取り組む。

(4) 生息環境管理

次の環境整備を検討し、農地及び人家周辺への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げることにより、人の生活圏とイノシシの行動圏との分離に努める。

ア 森林環境の改善

森林の管理者は、適切な森林施設や広葉樹の導入を図る施業の推進等を進め、生息地となっている森林の維持管理を行うことにより、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。

イ 誘引物の除去

農地や人家周辺における耕作放棄地、藪・雑草等は、草地化してイノシシに餌場を提供するとともに、農地への誘引を助長する要因となるため、土地管理者及び農家は刈払い等の適正な管理に努める。また、農地の未収穫物、人家周辺の生ごみ等はイノシシの食物となり、イノシシを誘引するため、農家及び地域住民等へ適切に処分するよう促す。河川や水路が重要な移動経路となるため、除草、清掃による見通しの確保に努める。

(5) 人材育成・捕獲の担い手確保

県内の狩猟免許所持数は近年微増傾向にあり、20代から40代の割合も増加している一方で、狩猟者登録者数は、長期的には減少傾向にある。捕獲の担い手の育成・確保を図るため、県と連携して狩猟免許制度のPRに努め、幅広い層に向け

た啓発を図る。

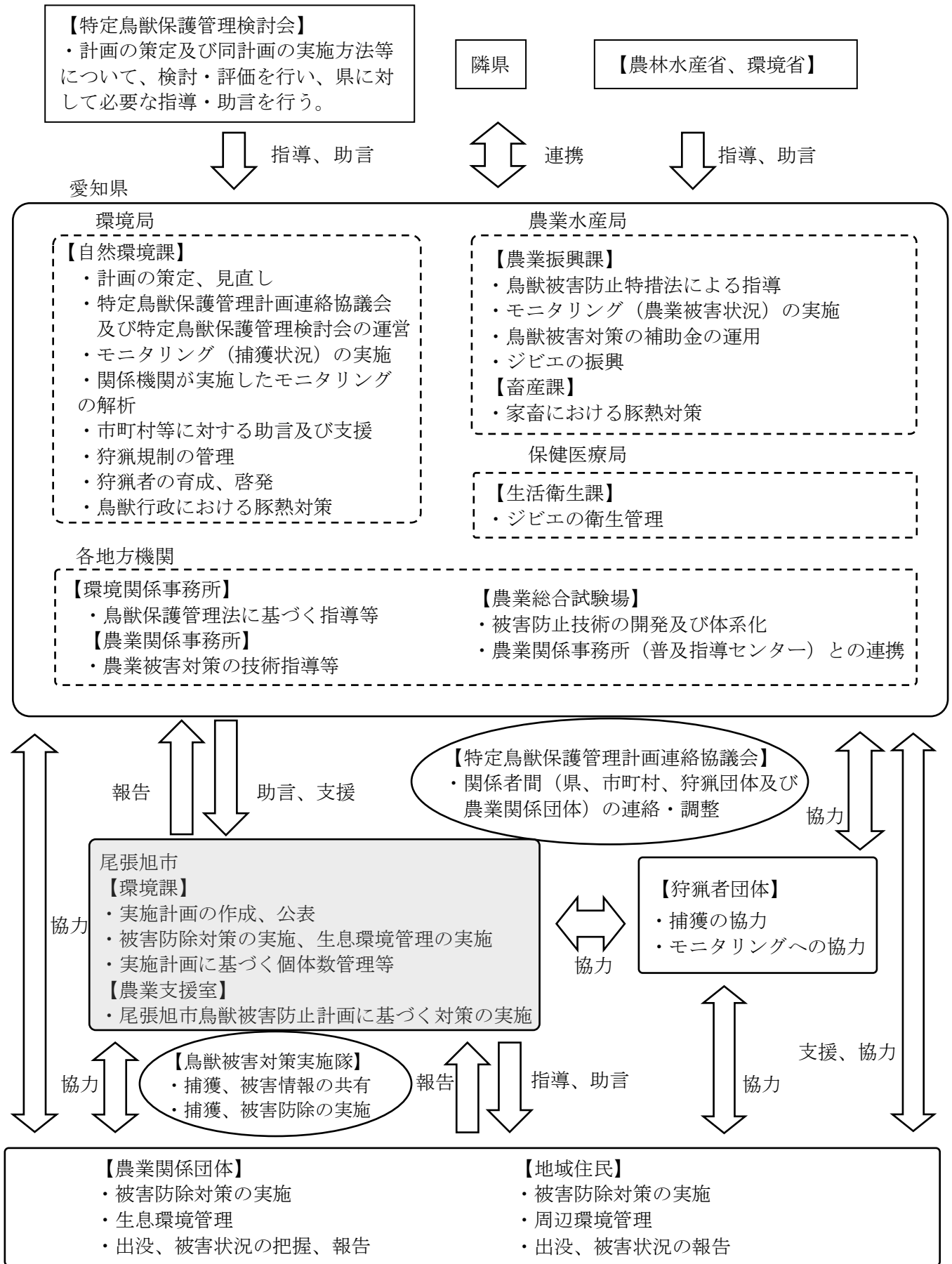
また、近年わな猟免許を中心に、狩猟免許取得者が増加している一方で、実際の捕獲につながらない場合も多いため、県が主催する免許取得者に向けた捕獲技術向上のための講習会をPRし、技術的な支援を行うなど、捕獲の担い手確保に努める。

8 その他管理のための必要な事項

(1) 計画の実施体制

管理を適切に実施していくため、特定計画の実施体制を基本とし、行政、関係団体、地域住民が密に連携し、合意形成を図りながら計画を実施する（図3参照）。

図3 計画の実施体制図



(2) 年度別実施計画の作成

毎年度、特定計画に基づき、生息環境整備、被害防除対策、捕獲頭数及びその根拠等を記載した実施計画を作成する。計画の作成に当たって、毎年度次の関係情報を収集、把握し、施策の評価を行い、計画に反映する。

＜関係情報＞

- ・生息情報（捕獲頭数、捕獲場所、性別、成獣幼獣の別等）
- ・被害状況（農業被害の場所、種類、被害量、被害額等）
- ・被害防除対策の方法、実施結果、効果等
- ・生息環境の整備状況

また、捕獲頭数については、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農業被害の状況を踏まえて高い捕獲圧をかけることを前提に適切な捕獲頭数を設定する。

(3) 市街地出没の防止等に係る対応について

近年、他県ではイノシシが住宅地等に出没し、人身被害、交通事故等により住民の生活に支障を及ぼす事案が発生しており、本市においても今後同様の被害が増加する可能性がある。そのため、イノシシの出没を抑制するための対応、出没したときの対応について検討する必要がある。

ア 出没を防止するための方法

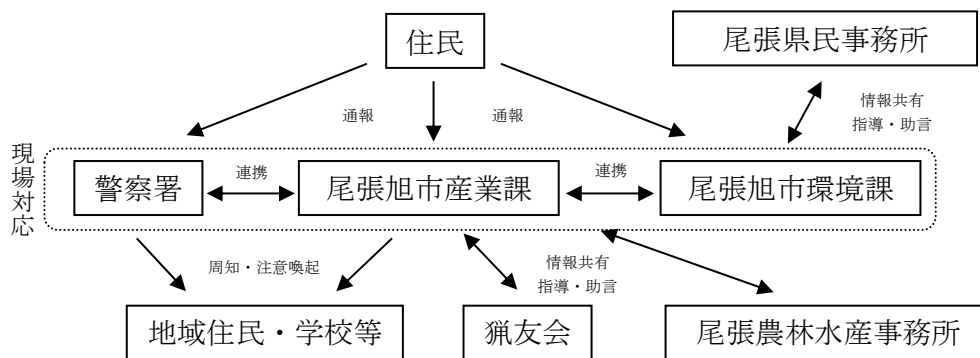
山際や河川敷における藪の狩り払い等によりイノシシの侵入経路を遮断すること、餌付けを防止すること、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物を除去することなどの対策を組み合わせ実施することで住宅地への誘引を予防する。

イ 出没した時の対応

突発的な出没には、出没地点等の情報を収集し、必要に応じて周辺住民への注意喚起を実施する。捕獲する場合には警察等関係団体に協力を要請し、周辺住民の安全を確保した上で実施する。

また、出没に対して迅速に対応するため、連絡体制を図4に示す。

図4 緊急時連絡体制



(出典 令和元年度 尾張旭市鳥獣被害防止計画)

(4) 錯誤捕獲の防止等に係る対応について

箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場で放獣する。ただし、イノシシと同様に特定計画に該当するニホンジカが捕獲された場合は、放獣は適切ではないことから、ニホンジカが捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応する。

また、カモシカが錯誤捕獲される可能性がある場合、自動撮影カメラ等による事前調査を行い、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等に配慮するよう指導する。

(5) 感染症及び安全対策の実施

豚熱については、依然として県内を含め各地で感染事例が報告されており、今後も県や他市町と連携して生息密度の低減を目指した捕獲や経口ワクチンの散布等の対策を継続する必要がある。なお、捕獲の際は捕獲個体や狩猟道具、車両等の移動により、他の地域へ豚熱ウイルスを拡散させるおそれがある。そのため、環境省と農林水産省が共同で作成した「CFS・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」等により、消毒等の防疫措置を徹底するよう狩猟者や捕獲従事者に指導を行う。

また、アフリカ豚熱に関してはこれまで国内での感染事例はないが、アジア地域で急速に拡大し、国内へ侵入するリスクが高まっていることから、豚熱と共通の防疫措置を徹底するとともに、発生時に備え連絡体制等を整備しておく必要がある。

なお、人獣共通感染症にも十分注意する必要がある。捕獲作業等によるイノシシの接触で注意すべき感染症としてSFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒体の感染症、また、解体作業をした手を介する場合や加熱が不十分な肉を食することでの経口感染として、ブタ回虫、E型肝炎等がある。

県と協力し、これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者や狩猟者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

(6) 情報の収集・普及啓発等

市は、県及び関係者の協力のもと、イノシシの生態及び行動、生息状況、生息環境、捕獲状況、被害状況、被害対策事例、被害防除技術等についての情報を把握、収集し、広く市民に提供することにより、イノシシの管理について市民への普及啓発に努める。普及啓発の際は、特定計画の概要版を活用するなど、わかりやすい形での情報発信に努める。